鹿児島県公報

令和８年３月27日（金）第705号の10

鹿児島県

発　行　鹿　　児　　島　　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総　務　部　学　事　法　制　課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

規　　則

○鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い）１

○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）　（税務課取扱い）１

規　　則

鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県規則第27号

鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する規則（平成７年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の２項を加える。

２　前項の規定にかかわらず，知事は，公務の正常な運営を妨げないと認める場合には，条例第６条第２項の規定により休憩時間を一斉に与えないことがある。

３　前２項に規定するもののほか，休憩時間に関し必要な事項は，知事が別に定める。

附　則

この規則は，令和８年４月１日から施行する。

……

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県規則第28号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式（その１）一般（電子収納）用（表面）中「　　領収済通知書」を「eL 領収済通知書　」に改め，同様式（その１）一般（電子収納）用（裏面）中

「○　地域振興局及び支庁　　」を

「○　全国の地方税統一ＱＲコード対応金融機関
○　地域振興局及び支庁　　」に，

「ＰａｙＢ，ＰａｙＰａｙ（五十音順）　　」を

「詳しくは地方税共同機構のホームページを御覧ください。」に，

「 https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html 」を

「※　ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。　　」に改め，同様式（その３）自動車税種別割用（裏面）及び（その３）自動車税種別割（定期賦課）用（裏面）中

「ＰａｙＢ，ＰａｙＰａｙ（五十音順）　　」を
「詳しくは地方税共同機構のホームページを御覧ください。」に，
「（金融機関によつては利用できない場合があります。詳しくは鹿児島県のホームページを御覧ください。）　　を
https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html　　」
「（金融機関によつては利用できない場合があります。詳しくは鹿児島県のホームページを御覧ください。）　　」に改める。

附　則

１　この規則は，令和８年３月30日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。